資料	14

「地域活動の拠点整備事業補助金制度」を活用しませんか。

市では、コミュニティ活動の推進を図るため、集会施設の増築、改築、修繕、解体工事や集会施設に備え付けて利用する備品の整備に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

集会施設の修繕や備品の購入等をお考えの場合には、是非、この制度をご活用いただき、地域の皆さんの活動拠点の整備にお役立てください。

令和６年度より、エアコンの室外機の盗難が多発しています。
集会施設を管理する自治会等で盗難防止等の対策をお願いいたします。

○補助対象団体：集会施設を管理する自治会等

○対象事業及び補助金額

事業種目	事業内容	補助金の額	補助限度額
集会施設の増築	建築後１０年を経過した集会施設の床面積を増加させる工事	補助対象経費の３分の２の額	１００万円
集会施設の改築	建築後１０年を経過した集会施設の一部を取り壊し、間取りの変更等を行う工事		
集会施設の修繕	建築後１０年を経過した集会施設又は、建築後の経過年数に関わらず、自然災害、火災等の理由により修繕を必要とする集会施設の外壁、屋根、床などの建物本体（建物と一体とみなす設備を含む。）の修繕を行う工事		
集会施設の解体	自治会等が所有する集会施設の全部を解体及び撤去する工事		

事業種目	事業内容	補助金の額	補助限度額
備品購入	集会施設に常時備え付けて、使用する物品として必要不可欠なもので、下記に掲げる備品の新規購入及び当該備品の買い替え（設置等の費用を含む。） 【補助対象備品】 冷暖房機、机、椅子、ホワイトボード、テレビ、会議用アンプ（マイクを含む。）、プロジェクター、スクリーン、カーテン、カーペット、照明器具、換気扇、給湯器、物置（基礎を伴わないものに限る。）、冷蔵庫、掃除機、空気清浄機、パソコン、プリンター、ＤＶＤレコーダーその他市長が上記備品に準ずると認めるもの	補助対象経費の３分の２の額	５０万円

※１度補助を受けてから５年間は、同事業種目について補助金申請は原則できません。
※集会施設の修繕の対象は、令和７年度より下線のとおり要件が緩和されました。
※集会施設の解体は令和７年度より追加となりました。

○補助金申請・交付までの流れ

１　申請に必要な書類をご用意の上、**令和８年５月７日（木）から５月２２日（金）**の間に、市民生活課又は各行政センター地域振興係までご提出ください。
※必要書類は、事業内容により異なりますので、事前にご相談ください。

＜申請書類・共通＞
（１）　地域活動の拠点整備事業補助金交付申請書
（２）　土地の賃貸借契約書の写し及び当該土地所有者の承諾書
（借家の場合は、当該建物所有者の承諾書も併せて提出）
（３）　自治会等の規約、令和８年度収支予算書及び令和７年度決算書
（４）　自治会等の総意であることが分かる書類（会議の議決書等の写し等）
（５）　その他必要な書類

【増築・改築・修繕の場合　追加書類】

- 案内図（集会施設の場所が分かる地図）
- 工事計画書（現況写真、工事箇所を示した集会施設の平面図）
- 補助事業に要する経費の見積書の写し（工事内容が分かるもの）
- 集会施設の建築年月が分かる書類の写し（例：登記簿謄本、落成時の文書、集会施設の落成年月が分かる看板の写真等）

【解体の場合　追加書類】

- 集会施設の登記事項証明書等、自治会等の所有が確認できる書類
- 案内図
- 工事計画書（現況写真、工事箇所を示した集会施設の平面図）
- 補助対象事業に要する経費の見積書の写し（工事内容が分かるもの）

【備品購入の場合　追加書類】

- 見積書の写し　**※ネットショップの商品画面を印刷したものは受け付けられません。**
- 商品説明書類（商品カタログのコピー）
- 自治会等の備品等に関する管理運営規程

2　受付終了後、交付団体及び交付額を決定します。市は当該団体に対して、交付決定通知書を送付します。（６月中予定）

なお、申請団体が多数の場合、選考を行うことがありますので、ご了承ください。

※申請事業については、必ず交付決定通知を受け取ってから着手してください。**交付決定前に実施済みの工事・購入済みの備品の支出については対象外となり、補助金の交付が出来ません。**

3　事業完了後には、実績報告書を提出していただきます。それに基づき、市は補助金額の確定をし、補助金額確定通知書を送付します。

※提出期限：事業完了後３０日以内または令和９年3月１５日のいずれか早い方の日まで

4　補助金額確定通知書の受理後、補助金交付請求書を市にご提出ください。請求書の内容確認後、補助金を交付します。

【問合せ】

久喜市役所 市民生活課　℡22-1111(代)　菖蒲行政センター 地域振興係　℡85-1111(代)
栗橋行政センター 地域振興係　℡53-1111(代)　鷲宮行政センター 地域振興係　℡58-1111(代)